

## 《研究ノート》

# カリフォルニア州2011年公正教育法

## ——LGBT包摂教育の試みの背景と実情

岡 田 順 太

### はじめに

本稿は、カリフォルニア州で2011年に成立した公正教育法（FAIR Education Act）の概要とその背景について紹介し、現地での関係者のインタビューも踏まえつつ考察を加えることを目的とする。

筆者は、2018年にアーカイブスに関する科研費調査（課題番号16H03705）の一環でサンフランシスコを訪問し、LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）の人々の記録を収集、保存、展示するGLBT歴史協会の調査を行った。その際、サンフランシスコ市が全体として性的マイノリティの受容と包摂、日常化の先進的事例の宝庫であることに強い関心を持った。なかでも、2011年公正教育法において、初等中等教育でのLGBT包摂教育が条文に規定され、そうした内容を含む教科書が採用されているとの情報を得て、興味を引いたところである。

そこで、2019年2月に多文化共生社会における主権者教育に関する科研費調査（課題番号17K04878）として、同法の制定に関与したソノマ州立大学のロムズバーグ（Don Romesberg）教授らから聞き取り調査を行うとともに現地での資料収集を通じて、法案成立の背景、実施状況、課題などについて検討を行ってきた。本稿は、その成果の一部である。

### 1、2011年公正教育法

#### （1）概 要

いわゆる2011年公正教育法の正式名称は「公正かつ正確、包摂、敬意のある

教育法 (Fair, Accurate, Inclusive, and Respectful Education Act)』である。この法律は、カリフォルニア州教育法典 (California Education Code) の一部を改正する法律であり、州内の公立学校における教科用図書及び社会科教育カリキュラムにおいて、LGBTなどの人々を政治的・経済的・社会的関係において包摂した記述を実現することを目的としている。

法案の筆頭提出者は、マーク・レノ (Mark Leno) 州議会上院議員であるが、その法案要綱によれば、従来、教育法典には、「黒人、アメリカンインディアン、メキシコ系、アジア系、太平洋諸国の人々」を配慮すべきマイノリティとして規定していたが、2011年公正教育法はこれを改正し、そこにLGBTのアメリカ人などを加えるものである。さらに、学校における否定的な活動への援助又は有害な方法での教育を禁じる特性のリスト (すでに、人種、民族、国籍、性別及び障害が含まれている。) に性的志向と宗教を加えるための改正を行っている。また、既存のマイノリティのリストにLGBTなどの人々を加えることで、それらの人々が歴史的に果たした役割を正確かつ公正に評価しようとしている<sup>1)</sup>。

ところで、周知の通り、アメリカにおける義務教育は、連邦ではなく州に留保された権限とされており、義務教育年齢も州により異なる。一般的に、州政府が教育内容の方針や大綱について定め、州内の各地に設置された公選の教育委員会により実際の教育方針や内容、教員人事などが決定される<sup>2)</sup>。カリフォルニア州では、州憲法9節7条において、州内の教育委員会委員の選出に関する立法権限が州議会に付与されている。そして、州の教育法典によれば、州教育委員会は州議会上院の3分の2の同意に基づいて州知事から任命される10名の委員で構成される (30000条)。各委員の任期は4年である (30001条)。また、州知事は、任期1年の委員を児童・生徒の中から1名任命することができるこ

---

1) 2011 CA SB48, Leno.

2) 自治体国際化協会「米国の初等中等教育における教育制度と結果に対する説明責任—No Child Left Behind政策を中心に」Clair Report 328号 (2008年) 3頁。http://www.clair.or.jp/j/forum/c\_report/pdf/328.pdf (最終閲覧日2020年1月31日。本稿におけるWeb上のデータにおいて同じ。)

とになっており(30000.5条)、合計で11名の委員で委員会は構成されるのが通例である。州教育委員会の事務局となり、委員会の決定を執行する責任を負うのが州教育長官(Superintendent of Public Instruction)である(33004条)。州教育長官は、州教育省(Department of Education)の長であり、4年に1度の州知事選と同時に有権者による直接投票により選出される(州憲法9節2条)。

州教育委員会は、州内の義務教育年限(日本における高校3年相当)までの公立学校の運営に関する政策を立案する権限を有するが(委員会規則2条)、そのうち第1学年から第8学年(日本における小学校1年から中学校2年相当)までの教科書を採用する権限が憲法上与えられており、採用された教科書は法律の定めるところにより無償提供される(州憲法9節7.5条)。カリフォルニア州では、初めてゲイであることを公表してサンフランシスコ市議会議員となったハーベイ・ミルク(Harvey Milk)が有名であるが、ミルクに象徴されるようなLGBTの存在について、それまで州として採用した教科書には意外にもその記述がほとんどなかったのである。

## (2) 制定経過

レノ上院議員による法案(SB48)は、2010年12月13日に州議会上院に提出され、2011年4月14日に23対14で可決された。また、下院では7月5日に49対25で可決され、州知事の署名により7月14日に成立した。ちなみに、同様の法案は、2006年にも州議会で可決されていたが、当時の共和党の州知事だったアーノルド・シュワルツェネッガー(Arnold Schwarzenegger)によって拒否権を行使されていた<sup>3)</sup>。

ただ、法律は2012年1月1日に施行されたが、同年7月の段階ではほとんどの学校区でそうした教育は実施されていない<sup>4)</sup>。州知事によれば、教科書の改

---

3) Ian Lovett, *California to Require Gay History in Schools*, NY Times (July 14, 2011); available at <https://www.nytimes.com/2011/07/15/us/15gay.html>

4) *Effort to undo California gay history law fails*, Mercurynews(AP) (July 17, 2012); available at <https://www.mercurynews.com/2012/07/17/effort-to-undo-california-gay-history-law-fails/>

訂自体は2015年以降とされ、その間は、補充的な教材を使用するという<sup>5)</sup>。

このように教育内容や教科書の記述について法律上に規定を設けて義務を課すという点に関し、わが国の立法実例や教育法理論に照らすとやや違和感を持つ向きもあるかもしれないが、カリフォルニア州憲法では、「州議会は、人々の諸権利や自由の保障に不可欠な知識や知性を一般に普及させるために、あらゆる適切な方法により、知性、科学、道徳及び農業の改善を推し進めることを奨励しなければならない」（9節1条）とされている点に留意すべきであろう。

その後、2019年にコロラド州とニュージャージー州、さらに2020年にイリノイ州が、カリフォルニア州と同様にLGBTの歴史的に果たした役割や社会への寄与について教育することを法的に義務付けた<sup>6)</sup>。

### （3）反対運動

なお、同法には、LGBT教育を望まない保護者がこれを拒否をする選択肢は盛り込まれていない。同法に対しては、カリフォルニア州共和党及び保守系団体が「Stop SB48」と呼ばれる法律廃止運動を展開し、2012年6月の州民投票の議題とするための署名集めを行った。カリフォルニア州では2008年に州憲法改正による同性婚の否定が州民投票で認められた経緯(Proposition 8)があり、また、2013年のHollingsworth v. Perry<sup>7)</sup>、United States v. Windsor<sup>8)</sup>の最高裁判決が出される前であったため、州民投票による法律廃止を警戒する意見も多々あった<sup>9)</sup>。ただし、結局のところ、「Stop SB48」の提案(11-0083号及び11-0085号)

---

5) *California governor signs bill requiring schools to teach gay history*, CNN (July 15, 2011); available at <http://edition.cnn.com/2011/US/07/14/california.lgbt.education/index.html>

6) Sarah Schwartz, *Four States Now Require Schools to Teach LGBT History*, EducationWeek (Aug. 12, 2019); available at <https://www.edweek.org/teaching-learning/four-states-now-require-schools-to-teach-lgbt-history/2019/08>

7) 570 U.S. 693 (2013).

8) 570 U.S. 744 (2013).

9) Seth Hemmelgarn, *EQCA: 'No illusion' on Stop SB48*, Bay Area Reporter (Sep 2, 2011); available at <https://www.ebar.com/news/news/124076>

は、約50万筆必要な署名が足りずに州民投票の対象にならなかった<sup>10)</sup>。

また、サクラメントに拠点を置く保守系団体であるPacific Justice Instituteは、学校における性別、宗教及び性的志向に基づく差別を行わないように指導する教材等の法的義務化を無効にするための「正確な社会科学を学習する子どもの法律 (the Children Learning Accurate Social Science (CLASS) Act)」制定のための署名集めを行っていたが、これも成功していない<sup>11)</sup>。

#### (4) 条 文<sup>12)</sup>

ここで、実際の規定内容を確認してみたい。同法1条は、教育法典51204.5条を「社会科学分野の指導においては、カリフォルニア州の初期の歴史並びにカリフォルニア州及び合衆国の経済的、政治的及び社会的発展における男性・女性双方、アメリカ先住民、アフリカ系アメリカ人、メキシコ系アメリカ人、アジア系アメリカ人、太平洋諸国系及びヨーロッパ系アメリカ人、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダーのアメリカ人、障害を持った人々、並びに、その他の民族的及び文化的グループの役割と貢献について現代社会におけるそれらのグループの役割を描き出すことを特に強調する学習が含まなければならない」と改める。

同法2条は、同法典51500条「人種、民族、性別、宗教、障害、国籍、性的志向に基づく、又は、教育法典220条<sup>13)</sup>に規定する特性による差別的偏見を助長するいかなる活動についても、教師は教示してはならず、また、学校は援助

---

10) [https://ballotpedia.org/California\\_Repeal\\_of\\_Senate\\_Bill\\_48\\_\(2012\)](https://ballotpedia.org/California_Repeal_of_Senate_Bill_48_(2012))

11) Aaron Sankin, *Stop SB 48, Campaign To Overturn California Gay History Law, Fails To Get On Ballot*, Huffington Post (July 19, 2012); available at [https://www.huffpost.com/entry/stop-sb-48\\_n\\_1686706](https://www.huffpost.com/entry/stop-sb-48_n_1686706)

12) [https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill\\_id=201120120SB48](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201120120SB48)

13) 現行の規定では、「何人も、障害、性別、性自認、性的表明、国籍、人種若しくは民族、宗教、性的志向、又は、刑法典422.55条に規定する憎悪犯罪(ヘイトクライム)の定義に含まれるその他の特性により、入国管理上の地位、州の財政支援を受け若しくはその利益を享受し、又は、州の奨学資金を受ける生徒を受け入れる教育機関が実施するプログラム又は活動において、差別されない」となっている。

をしてはならない」と改める。

同法3条は、同法典51501条を「州教育委員会その他の教育委員会は、公立学校で使用するために、人種若しくは民族、性別、宗教、障害、国籍、性的志向に基づき、又は、220条に規定された特性によりある者が不利に映るような事柄を含む教科用図書その他の教材を採用してはならない」と改める。

同法4条は、同法典60040条を「学校で使用する指導用教材を採用するにあたり、各学区の教育委員会は、以下に掲げる、我々の社会の文化的及び人種的多様性を正確に反映した指導用教材のみを含めなければならない。」「(a) 専門的、職業的及び経営的役割を含む、あらゆる種類の役割における男性及び女性双方の貢献」、「(b) 先住民族、アフリカ系アメリカ人、メキシコ系アメリカ人、アジア系アメリカ人、太平洋諸国系及びヨーロッパ系アメリカ人、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダーのアメリカ人、障害を持った人々、並びに、その他の民族的及び文化的グループが、カリフォルニア州及び合衆国の全体的な発展に果たした役割及び貢献」、「(c) 起業家及び労働者がカリフォルニア州及び合衆国の全体的な発展に果たした役割及び貢献」と改める。

同法5条は、同法典60044条を「学校で使用する指導用教材を採用するにあたり、各学区の教育委員会は、以下に掲げる内容を含む指導用教材を採用する決定をしてはならない」、「(a) 人種若しくは民族、性別、宗教、障害、国籍、性的志向、職業又は220条に規定する特性によりある者が不利益に映るようなあらゆる事柄」、「(b) あらゆる法に反する党派的又は宗派的な主義・主張」と改める。

同法6条は、「代用学校 (alternative schools) 及び認可学校 (charter schools) が、その業務のあらゆる場面において、障害、性別、国籍、人種若しくは民族、宗教、性的志向、その他の特徴に基づく差別を禁じる教育法典235条に照らし、本法律の諸規定に留意することは、立法者の意図するところである」との解釈規定となっている。なお、同法典235条は、「代用学校又は認可学校の運営のいかなる面においても、教育法典220条に掲げられた事由に基づく差別をしてはならない」と規定する。

### (5) 逐条解説と成立後の動き

カリフォルニア州教育省は、2011年公正教育法に関して、次のように解説している<sup>14)</sup>。

「この法律により、何が変わるのか」との問いに対しては、「学習内容、授業、教材に関するいくつかの内容を教育法典に追加するものである」とし、カリフォルニア州や合衆国の歴史上の特定の集団の貢献を盛り込むよう規定する法典51204.5条について、「本条ではすでに男性及び女性並びに多数の民族集団を規定しているが」、この規定を増補するかたちで「カリフォルニア州及び合衆国の経済的、政治的及び社会的発展における男性・女性双方、アメリカ先住民、アフリカ系アメリカ人、メキシコ系アメリカ人、アジア系アメリカ人、太平洋諸国系及びヨーロッパ系アメリカ人、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル及びトランスジェンダーのアメリカ人、障害を持った人々、並びに、その他の民族的及び文化的グループの役割と貢献について現代社会におけるそれらのグループの役割を描き出すことを特に強調する学習が含まれなければならない」(下線部が新たに付加された文言)とするものであるという(法1条関係)。

また、教科書やその他の教材について規定する法典51501条について、すでに「人種、性別、肌の色、信条、障害、出身国又は祖先」により不利益が生じるような内容を禁じているが、そこに「性的志向」を付加するとしている(法3条関係)。60044条にも同様の改正を行っており(法4条関係)、教育委員会が採用してはならない教材を規定する法典60040条についても、法典51204.5条に列挙された属性と同じ文言を盛り込む改正を行っているという(法5条関係)。

なお、代用学校及び認可学校においても、教育法典235条の規定する差別行為に関わることを禁じている旨の立法者意思の確認もあわせて行っていると述べる(法6条関係)。

「この法律は、性的志向による差別を禁じているのか」との問いに対しては、当該行為がすでに本法成立前の教育法典220条で禁止されていると答える。それによれば、学校区には差別的な嫌がらせから児童・生徒を保護する責務が与

14) <https://www.cde.ca.gov/ci/cr/cf/senatebill48faq.asp>

えられている<sup>15)</sup>。本法律の意義は、法典51500条において、性的志向による差別を助長するような教材や学校の活動を禁じることを繰り返し規定し、児童・生徒の保護を強調するところにあるとされる(法2条関係)。

「この法律によってどういった内容を新たに教えなければならないのか。この教えるべき内容は何年生で扱うのか」との問いに対しては、「歴史・社会科学の授業には、教育法典51204.5条に列挙された集団の貢献が含まれなければならないが、どのように授業内容に含めるかは、各学区において決定する事柄である」と答える。そして、「本条は第1学年から第12学年までの学習内容に適用されるが、その内容をどのように、どの学年で扱うかは、教員、各学校及び学区の行政当局によって決定されることを改めて付言する」という。

また、「もちろん、現行の歴史・社会科学の内容においても51204.5条に規定される集団の貢献に触れることができる箇所は数多く存在する」とし、幼稚園から第12学年までの公立学校における歴史・社会科学分野の教育基準(history-social science standards)では、第4学年のカリフォルニア州の歴史や第11学年の地理、12学年のアメリカの民主主義の原理など、関連しうる領域が存在することを指摘する。

「この法律は、カリフォルニア州の歴史・社会科学分野の教育基準を変更するものなのか」との問いに対しては、「この法律が教育基準を変更するものでもなければ、州教育委員会に対して法律の規定を反映した教育基準の改訂を命ずるものでもない」としつつ、「法の求める内容は、教育基準と矛盾することはない。カリフォルニア州の教育基準は、児童・生徒に何を知って欲しいか、そしてそれをどの学年で学ぶかという記述であって、学習事項の限定された又は網羅的なリストとなるものではない」という。

「法律によって求められる内容を盛り込んだ教科書はいつ入手できるのか」との問いに対しては、州教育委員会が2017年に第8学年までの教材の採用を決定したとし、その一連の手続をWeb上で公表している<sup>16)</sup>。なお、さらに上級学

---

15) <https://www.cde.ca.gov/re/di/eo/dutytoprotect.asp>

16) <https://www.cde.ca.gov/ci/hs/im/>



年となる高等学校用の教材は、学区の教育委員会その他の行政当局によって採用される。

2016年7月14日、州教育委員会は本法律によって求められる内容をいかに授業に取り入れるかを新たに示した「歴史・社会科学」学習指導要領 (History-Social Science Framework) の改訂を行った<sup>17)</sup>。この要領は、特に教材採用の前提条件として法によって要求される新たな内容を示す第8学年までの教材採用の評価基準 (23章) を含んでいる。各学校区は、教育法典60040条から60045条までと60048条による社会性審査 (social content review) を受けた補助教材を適宜採用できる。そして、州教育省は、継続的に社会性審査を行い得るが、地方公共団体の当局は自ら職権で審査をすることができる<sup>18)</sup>。

カリフォルニア州「歴史・社会科学」学習指導要領の2016年改訂版には、第9学年 (日本の中学3年生相当) の民族学 (Ethnic Studies) において、「どのように人種や民族性が合衆国において構成されてきたか、また、時代によりそれらはどのように変わってきたか」、「人種や民族性は合衆国や現代的課題をいかに形成し続けるのか」という問いを生徒に調べさせるにあたり、不正義に対する社会運動や闘争の遺産について調査し、LGBTその他の運動体が相互にどのような情報共有をしていったのか学ぶという内容が盛り込まれている (312頁)。このほか、第11学年 (高校2年生相当) 用の「1920年代」学習では、禁酒法時代におけるもぐりの酒場の登場とLGBT文化の関係 (392-393頁)、「冷戦下の国内状況」学習では1950年代からの「ラベンダー狩り」 (同性愛者への恐怖と迫害) (411-413頁)、差別撤廃運動 (415頁以下)、現代アメリカ社会の学習では、ハーベイ・ミルク (431頁) や軍隊所属上の問題 (432頁) への言及がある。また、第12学年 (高校3年生相当) 用のディベート等の考慮要素の一つとしてLGBTが挙げられている (455頁) ほか、個別テーマである「機会と平等」においてLGBTの生徒の項が設けられている (531-532頁)。

その後、2017年11月に州教育委員会は、法律に適合する教科用図書として10

---

17) <https://www.cde.ca.gov/ci/hs/cf/documents/hssframeworkwhole.pdf>

18) <https://www.cde.ca.gov/ci/cr/cf/lc.asp>

件の教科書を採用する決定をした<sup>19)</sup>。その際、不採用は2件あった<sup>20)</sup>。

なお、「この法律に関する親や地域住民からの質問や懸念に対し、学校区はどのように応じればよいか」との問いに対しては、「学校区の他の政策と同様に、各学校区は本法律及び他の法律の実施に関する政策を決定するにあたり公開性と透明性が求められる」としつつ、「上述の回答で述べた通り、本法律はそれをいかに実施するかについて非常に柔軟な対応の余地を与えている」とした上で、各学校区教育委員会が、各自の定めるところにより、定例会議において一般人が参加する機会を設けたりするなど、教育法典35145.5条により求められる会議の適切な機能を確認することを示している。

なお、教育法典51100条から51102条は、両親や保護者の知る権利を規定し、子どもの教育目標に向けた進展における両親と学校区の協働を支援するものである。これらの権利には、子どもが入学した学校の教室で使用する教材を閲覧する権利や担任の教員及び校長に面会する権利が含まれている。また、教育法典60002条は、「各学校区の教育委員会は、教材の選択における教員の実質的関与及び親その他の地域住民の関与の促進を行うようにしなければならない」と規定する。

以上のように、法律が制定されたからといって、すぐに州内全域において教科書や教育内容が変更するものではない。もともと保護者や地域住民の参加のもとで学校区ごとの教育内容決定の自律性が保障されており<sup>21)</sup>、法律の内容が

19) 前掲注16)。https://www.cde.ca.gov/ci/hs/im/index.asp なお、ナショナルジオグラフィック社の採用教科書カタログがWeb(<https://ngl.cengage.com/search/states/ca>)上で閲覧できる。

20) Theresa Harrington, California State Board Asked to Reject Textbooks That Fall Short on LGBT Contributions, EdSource(Nov. 6, 2017); available at <https://edsources.org/2017/state-board-asked-to-reject-history-textbooks-that-fall-short-on-lgbt-contributions/589871>

21) もっとも、親や保護者の参加が法制度上に規定されたからといって熱心な参加が期待できるわけではない。学校改善運動における保護者の参加が消極的であるとの指摘として、酒井研作「カリフォルニア州公立学校アカウンタビリティ法にみる学校改善活動の特質と課題」広島大学大学院教育学研究科紀要第三部56号(2007年)

教育現場に浸透し、教育内容に反映していくまでには相当な時間と手間を要するのである。

## 2、近年のカリフォルニア州の学校におけるLGBT関連の立法動向

LGBTの児童・生徒に関する立法としては、2011年公正教育法以外にも多くの州法が制定され、教育法典の改正が漸次的に行われている。2011年公正教育法による教科書へのLGBT関連記述の法制化についても、そうした一連の流れにおいてとらえる必要がある。ここで全ての州法を仔細に紹介することはできないが、近時の主な立法を表として示したい<sup>22)</sup>。

年	法律名	概要	法典	教育委員会政策指針
2000	California Student Safety and Violence Prevention Act (AB 537, Kuehl)	性別及び性的志向による差別を禁止	220	0410 Nondiscrimination in District Programs/ Activities 0450 Safety Plan 5030 Student Wellness 5171 Sexual Orientation (SFUSD)
2007	Safe Place to Learn Act (AB 394, Levine)	州、学校、行政機関及び教師が、	234	5145.7 Sexual Harassment 5145.9 Hate Motivated Behavior 5162 Use of Slurs (SFUSD)
	The Student Civil Rights Act (SB 777, Kuehl)	学校の安全を確保し、学校における偏見及びハラスメントと戦う義務を明記。	200 210.7 212.6 219 220	
2011	Seth's Law (AB 9, Ammiano)	性的志向、性自認、性的表出に	234.5	5131.2 Bullying 5137 Positive School

97-98頁。

22) <https://www.robdarrow.us/>に掲載された資料“Matrix of Laws”及びカリフォルニア州教育省Webサイト (<https://www.cde.ca.gov/pd/ee/supportlgbtq.asp>) の情報をもとに筆者作成。

		基づくいじめを特記したいじめ禁止の方針		Climate 5145.2 Freedom of Speech / Expression
2011	Fair, Accurate, Inclusive and Respectful (FAIR) Act (SB 48, Leno, 2011)	LGBTのアメリカ人の貢献に関する情報を含んだ一般的教材や教科用図書を提供することを規定	51204.5	6142.94 Social Science Instruction
2013	Pupil Discipline (AB420, Dickinson):	生徒を排除するための意図的な無視や学校活動の中断を除去	48900	5144 – Student Discipline
2013	School Success and Opportunity Act (AB1266, Ammiano)	トランスジェンダーの生徒が学校に入学し活躍する完全な権利を有することを認める	221.5	5145.3 – Nondiscrimination / Harassment (Transgender Students)
2015	California Healthy Youth Act (AB 329, Weber)	性教育及びHIV教育は、LGBTが含まれる、総合的かつ医学的に正確なものでなければならないとする	51930- 51939	6142.1 Sexual health and HIV/AIDS prevention 6142.8 Comprehensive Health Education 5141.25 Availability of Condoms (SFUSD; LAUSD)
2016	Suicide Prevention Policies in Schools (AB 2246, O'Donnell)	LGBTの生徒に対して特に必要とされる自殺防止方針及びその研修を規定	215	5141.52 – Suicide policy

2018	Gender Recognition Act (SB 179, Atkins)	法的文書の性別 非二択方式 (non- binary) を採用 し、学校区での 生徒情報を同方 式にすることを 許容	(統合データベース (CALPADS)の改修によ り対応)
------	--	--	-------------------------------------

これらの法律の内容には、論争的なものも多く含まれている。2013年に成立した「学校における成功と機会保障法 (School Success and Opportunity Act)」は、自ら認識する性別に基づいてトイレなどの学校施設を利用する権利を盛り込んでいた。その後、カリフォルニア州では、2016年に全米で初めて個室の公衆トイレを性別で区別しないことを定める州法を制定している<sup>23)</sup>。ちなみに、連邦レベルでは、オバマ政権下の2013年に司法省及び教育省が公民権法第9編 (Title IX of the Education Amendments of 1972) に基づく通達において、性自認に基づく学校施設の利用を求めていたが<sup>24)</sup>、トランプ政権下で同通達は取り消された<sup>25)</sup>。

こうした立法動向を見ると、カリフォルニア州におけるLGBTに対する取組みの先進性が際立つが、他方で、2011年公正教育法と同年に成立した「セス法 (Seth's Law)」の背景に、13歳のゲイの少年がいじめ被害を受けて自殺をしたことがあるように、カリフォルニア州においてもLGBTに不寛容な態度や憎悪感情がいまだに存在するという点を見過ごすことはできない。むしろ、露見する課題に対して息の長い地位向上運動が行われる土壌があり、州法の制定もその一環として位置付けられているように思われる<sup>26)</sup>。

23) 2016 CA AB1732, Ting.

24) "Dear Colleague Letter on Transgender Students" (May 13, 2016); available at <https://www.justice.gov/opa/file/850986/download>

25) BBC, *Trump rescinds transgender bathroom rules from Obama era* (Feb. 23, 2017); available at <https://www.bbc.com/news/world-us-canada-39047883>

26) カリフォルニア州の言語教育をめぐる州民投票の攻防を描くものとして、末藤美

そこで、次にそうした運動に関わり、2011年公正教育法の企画立案段階から助言を行い、同法制定に大きく寄与したロムズバーグ教授へのインタビュー概要を紹介し、立法を通じた包摂教育の進展について考えてみたい。

### 3、ロムズバーグ教授へのインタビュー概要<sup>27)</sup>

ソノマ州立大学 (Sonoma State University) のロムズバーグ教授は歴史学者で、特にジェンダーやセクシャリティの歴史を専門としている。アラスカ州の出身で、大学からサンフランシスコに住んでいる。同性のパートナーとともに、2人の養子を育てている。

2011年公正教育法制定後の進捗状況について尋ねると、「LGBTの包摂教育の実現は道半ばである。」との答えが返ってきた。実際、カリフォルニア州にも保守的な地域があり、そうしたところでは親からの反発が強いという。宗教勢力の反対もあるが、むしろ親や教員の理解を得ることが最大のカギになるとのことであった。

ロムズバーグ教授は、歴史学の研究者であるとともに運動家であることも自認しており、学校に赴いて教員らとの対話集会を開いたりして、LGBT教育への理解を広めようとしている。そうした会合での様子について、「ある集会で自分の話を最初から不満に思う教員がおり、終始不機嫌そうな顔で腕を組んで聞いていたが、最後になって、ゲイに対して好意的にはなれないが、話の内容は理解できると感想を述べてもらったことがある。」と語った。その中で「対話 (dialogue)」という文言を何度も繰り返し、その重要性を強調していた。「包摂教育の実現には、こうした対話や熟議が重要である。」との信念のもと、法

---

津子「カリフォルニア州におけるバイリンガル教育の復活—提案227から提案58へ—東洋学園大学紀要26巻2号(2018年)111-122頁。そこで紹介された問題・権利・資源としての言語というリチャード・ルイーゼの視点をういた分析は、LGBT包摂教育においても有用であると思われる(同上119-120頁)。

27) インタビューは、2020年2月12日(水)にサンフランシスコ市内で約2時間行った。その際、科研費の研究分担者である新潟大学の栗田佳泰准教授に同席して頂き、概要の取りまとめにご尽力頂いた。

律の制定を足掛かりにした地道な活動を行っている様子が見えてきた。

包摂教育に関しては、カリフォルニア州内でも特にロサンゼルス市においてLGBTの包摂教育に民間団体が協力する体制が整っており、この点で、サンフランシスコ市よりも進んでいるとのことであった。また、ロムズバーグ教授の勤務校のあるソノマ市もサンフランシスコから車で1時間ほどの距離にあるリベラルな土地柄であり、LGBT教育を受け入れやすい状況にあるという。しかし、アメリカ全土に目を向けると、他の州でもカリフォルニア州に追随してLGBTの包摂教育を法制化しようとする動きがある一方で、「テキサス州の歴史教科書の内容は、同じ国のものとは思えないほど記述に開きがある。共和党と民主党とで国が分断されているように、保守的な土地とリベラルな土地との分断は深刻である。」というアメリカの状況が教育面でも影を落としていることを語ってもらえた。インタビュー当時は、民主党の大統領候補がまだ決まっておらず、トランプ再選の可能性もかなり高い状況にあったが、それまでのトランプ型の分断政治に強い懸念を示していた。

ところで、2011年公正教育法と同年に制定された「セス法」について尋ねると、両法律は制定において特に関係は有していないということであった。ただ、その背景にあるLGBTの生徒に対するいじめや自殺は、相当深刻な状況にあると語った。その意味で、学校における生徒の安全確保の観点からも包摂教育の意義が見出し得るという点は注目に値する<sup>28)</sup>。

歴史学者であるロムズバーグ教授としては、歴史が教科書に記述されることへのこだわりを強く持っている様子で、「歴史を学ぶことで、相互理解が深まる意義がある。」と述べていた。もっとも、「同業者である歴史学者の中にも包摂教育に理解がない者がいる。」とし、また、「歴史教育と包摂教育とが結びつかないと考えている人は多い。」とも述べていた。

---

28) See U.S. Centers for Disease Control and Prevention, *Sexual Identity, Sex of Sexual Contacts, and Health-Risk Behaviors Among Students in Grades 9-12*, Youth Risk Behavior Surveillance 12-13 (2011), ST Russell & K Joyner, *Adolescent Sexual Orientation and Suicide Risk: Evidence from a National Study*, 21 American Journal of Public Health 1276-1281 (2001).

インタビューを通じて、ロムズバーグ教授の穏健な人柄に接し、強い信念を持ちながらも決して過激な運動家とならない姿勢に感銘を受けた。そして、その信念は、歴史学者としての学識に裏打ちされたものであると感じた。

#### 4、関連するインタビューの概要

サンフランシスコ滞在中は、ロムズバーグ教授を紹介して頂いたGLBT歴史協会のコスコビッチ (Gerald Koskovich) 氏にもLGBT包摂教育について話を伺った<sup>29)</sup>。それによると、「州法が制定されたが、実際に授業で教科書を活用するかどうかは、各学校区の判断となる。サンフランシスコ市はリベラルな土地柄なのでそうした教育が進んでいるが、カリフォルニアの内陸部には保守的な地域が多く存在し、必ずしも法律が実施されているとは限らない。」とのことであった。やはり、リベラル色の強いカリフォルニア州であっても、保守的な地域は存在し、各地域の自主的判断が強く尊重される統治構造にあつて、トップダウンで教育内容を一方的に塗り替える訳にはいかないであろう。大統領選挙の選挙人のように勝者総取り (winner-takes-all) とはいかない。そうなると、時間はかかるが「対話」を通じた理解の浸透をはかることが重要であると思われる。

また、同市滞在期間中には、サンフランシスコ州立大学 (San Francisco State University) 民族学部長のエイミー・スエヨシ (Amy Sueyoshi) 教授と意見交換をする機会があった<sup>30)</sup>。スエヨシ教授もLGBTの地位向上に貢献する重要人物である。そして、2011年公正教育法については、「包摂教育の成果に過ぎず、同法の制定によって状況が大きく変わるとは思わない。すでに様々な機会に各種団体がLGBT支援にあたっている。」との評価であった。スエヨシ教授は包摂教育の意義について、「LGBTの子供が自分をノーマルだと理解させることが重要だ。」とも述べていた。

29) このインタビューは、2020年2月10日(月)に、研究分担者である慶應義塾大学の横大道聡教授、新潟大学の栗田佳泰准教授とともにサンフランシスコ市内で行った。

30) このインタビューは、2020年2月13日(木)に、栗田佳泰准教授とともにサンフランシスコ州立大学民族学部長室を訪問して行った。



スエヨシ教授はLGBTにQueerを加えたLGBTQの語を用いているが、このQは進歩的 (progressive) な呼称であり、性的志向のみならず、「奴隷制、アメリカ・インディアンの虐殺の歴史、資本主義、差別主義などに抗する理論」を含んでいるという。ちょうど傘のように様々な社会運動がぶら下がり、Queerのもとに理論的な統合が図られるイメージであるとの説明があった。スエヨシ教授からすると、「LGBTはコンサヴァティヴな呼称だ。」と捉えている点が非常に興味深かった。日本においては、性的志向の多様性という意味合いでしかQueer概念をとらえない傾向にあるように思われるが、スエヨシ教授はその先を見据えており、最終的には個々人の価値観へと収束させてノーマル／アブノーマルの区別を融解させていく構想があるように感じられた。おそらく民主党の2020年大統領選候補であったウォーレン (Elizabeth Warren) やサンダース (Bernie Sanders) を支持する理念の根底において共通するものがあると思われる。また、スエヨシ教授の専門である民族学ないし文化人類学が、アメリカにおいては学際性の強い学問であるということも、そうした構想の基礎になっているのかもしれない。ちなみに、大統領選挙に話が及ぶと、「社会包摂において、政治家の発言は重要だ。」として、「現在は困難な状況にある。」と嘆いていた。

以上、LGBT教育に積極的であり得る立場では共通するが、ロムズバーグ教授とスエヨシ教授とでは理念や姿勢に大きな違いがあると思われる。それが、2011年公正教育法に対する評価とその実現に向けた活動方針にも結び付いているように感じられ、大変興味深いものがあつた。どちらが方向性として適切なのか、あるいはどちらも正しいのかといったことを評価するのは難しいのであるが、各自の専門的知見が社会運動の行動原理として強く影響している点で共通することは確かであろう。

## おわりに

ロムズバーグ教授のインタビューの中で、「カリフォルニア州とテキサス州との教科書を比較するといひ。全く別の国の教科書に思える」との発言が印象的であつた<sup>31)</sup>。そもそもテキサス州にはLGBTについて公立学校の教育内容と

して扱うことを禁止する法律 (no pro homo law) が存在するのである<sup>32)</sup>。同様の州法は、テキサス州のほか、アラバマ、ミシシッピ、ルイジアナ、オクラホマの南部5州に現存する<sup>33)</sup>。他方で、アメリカにおいては、2015年に連邦最高裁が同性婚を憲法上の権利として認める判断を示しており<sup>34)</sup>、教育におけるLGBTの扱いについての議論がにわかに盛んになってきている<sup>35)</sup>。その意味で、憲法論としてもこれらの議論の展開が注目される場所である。no pro homo lawは、かつてのソドミー法と同じ末路<sup>36)</sup>をたどるのかもしれない。もっとも、包摂教育の普及ともなると同性婚を憲法上の権利として認める以上の困難が予想される。

こと教育に関わる問題だけに立法化で公権的に解決できるほど単純な事柄ではないが<sup>37)</sup>、2011年公正教育法を軸に包摂教育がどのように展開していくのか、

---

31) なお、ロムズバーク教授は、LGBT包摂教育についての各州の状況を取りまとめているとのことで、2020年9月に再訪して情報提供を受ける予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大で延期を余儀なくされた。

32) Ronny Hamed, *Erasing "GAY" from the Blackboard: The Unconstitutionality of "No Promo Homo" Education Laws*, 20 U.C. Davis J. Juv. L. & Poly 85 (2016), see also GLSEN, *Laws Prohibiting "Promotion of Homosexuality" in Schools: Impacts and Implications* (Research Brief) (2018); available at <http://www.glsen.org/nopromo>

33) <http://www.glsen.org/learn/policy/issues/nopromohomo>

34) *Obergefell v. Hodges*, 576 U.S. 644 (2015).

35) Clifford Rosky, *Anti-Gay Curriculum Laws*, 117-6 Columbia L. Rev. 1461 (2017).

36) *Lawrence v. Texas*, 539 U.S. 558 (2003).

37) この点、わが国においては、「教科書検定基準における政府見解の強調、子どもの心に直接踏み込む道徳の教科化など、『一方的な観念を子供に植え付けるような内容の教育』の強制の危険性は、現在の教育政策の下では増大する一方といえる」(市川須美子「最高裁学テ判決40年の総括」日本教育法学会年報46号(2017年)36頁)との認識が教育法学において根強いが、こうした状況に比して、アメリカにおけるLGBT包摂教育は相当慎重に進められているように思われる。これも、個人の内心の自発性を重視し、一方的な価値観の押し付けを忌避する個人主義の表れと評し得るのかもしれない。

関係者の動きとともに注視していきたいと思う。

【追 記】本稿は、2020年度科学研究費補助金(基盤研究C)「多文化共生社会における法教育・主権者教育の研究—憲法政治の模擬体験を教材に」(課題番号17K04878)の成果の一部である。